

(質問)

大規模災害時の医療救護体制は、どのようになりますか。

(回答)

震度6弱の地震が発生した場合や県災害対策本部を設置することとなった場合には、直ちに県災害対策本部の中に県医療救護対策本部を設置のうえ、災害時応急医療救護体制に入ります。

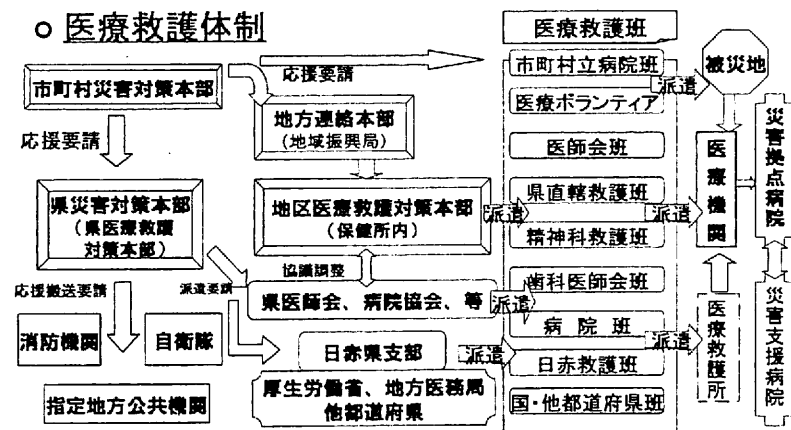
被災地医療機関の被災状況に応じて派遣される医療救護班及び被災地域内外の災害拠点病院等において、応急医療救護活動及び後方医療救護活動を行います。

被災地保健所には医療救護対策本部（地区本部）が設置され、地方連絡本部（県地域振興局）や地区消防本部等と連携しつつ、地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等の関係団体が医療救護班を編成して医療救護活動にあたります。

なお、本県では県立中央病院が基幹災害拠点病院、山梨大学医学部附属病院と山梨赤十字病院が基幹災害支援病院として位置づけられています。

また、県下8地区毎に地域災害拠点病院、及び地域災害支援病院が位置づけられており、被災地からの重傷者搬送の受入れ機関となります。

山梨県大規模災害時医療救護 マニュアル(県福祉保健部)



(問い合わせ先)

連絡先 山梨県福祉保健部医務課
 担当 医療企画担当
 電話 055(223)1480
 F A X 055(223)1486
 E-Mail imuka@pref.yamanashi.jp